

平成 28 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	19	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額を限度に損金算入ができる本制度は、平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっている。</p> <p>このため、本制度の 2 年間の適用期限延長を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>本制度の適用期限の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 20 条、第 55 条の 5、第 68 条の 44 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
〔 関係条文 〕	〔 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 32 条第 1 項、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号、同法第 313 条第 1 項 〕		
減収 見込額	[初年度]	- (▲1)	[平年度]
	[改正増減収額]		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金属鉱山等の採掘終了後等における鉱害防止事業の確実な実施を図るため、当該鉱山の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（第 7 条）の下で使用中の集積場等の施設について、鉱害防止積立金を積み立てることが義務付けられている。</p> <p>かかる鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のためには、当該準備金の積立について、採掘権者等の経済的負担を軽減することが必要不可欠である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 保安・安全 6-1. 産業保安
	政策の達成目標	産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。 鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のため、採掘権者等の経済的負担を軽減する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限は平成 28 年 3 月 31 日までであり、2 年間期間延長。
	同上の期間中の達成目標	産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を 100%とする。
	政策目標の達成状況	平成 26 年度末で約 17 億円が積み立てられており、鉱害防止に必要な対応策が確実に実施されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 27 年度は 8 百万円、平成 28 年度は 8 百万円の積み立てが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例 法人税・法人住民税・事業税（租税特別措置法第 28 条第 1 項第 4 号、第 66 条の 11 第 1 項第 4 号、第 68 条の 95）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一般会計（昭和 46 年度創設：平成 27 年度当初予算） 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 1, 904 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体が鉱害防止事業を実施する場合にその事業費の 4 分の 3 を補助するものであるが、本要望項目は、鉱害防止義務者の鉱業活動に起因する汚染分について、汚染者負担の原則に基づき、鉱山を操業している当該鉱山の鉱害防止義務者に将来の集積場等の施設の使用終了後の鉱害防止事業費を積み立てさせるものであり、両制度が互いに協調することにより集積場等の使用終了後の鉱害の発生が未然に防止される。
	要望の措置の妥当性	鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立では、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づく法律上の義務である。また、同法第 7 条第 2 項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、JOGMEC にしななければならない、税制面での損金算入措置は妥当である。 なお、制度創設（昭和 49 年度）以来、40 年以上経過したが、現在もなお稼行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	【鉱害防止積立金の積立て及び取戻し状況】					
	(金額の単位：百万円)					
	年度	積立額		取戻額		積立金 残額
		施設数	金額	施設数	金額	
	22	19	13	1	14	1,811
	23	17	13	2	1	1,823
24	18	15	0	0	1,839	
25	20	16	2	29	1,825	
26	28	26	3	139	1,712	
(経済産業省調べ)						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県税：369 千円 事業税：940 千円 市町村民税：907 千円 地方法人特別税：1, 150 千円 総計：3, 366 千円					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。					
前回要望時の達成目標	(金額の単位：百万円)					
		積立額	積立残額	減税額		
	平成 25 年度(見込み)	15	1,774	4		
	平成 26 年度(見込み)	8	1,618	2		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 25 年度及び平成 26 年度においても、産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在しないことから、その実現率は 100%となり、目標は達成されている。					
これまでの要望経緯	昭和 49 年度	制度創設	平成 8 年度	2 年間延長		
	昭和 51 年度	2 年間延長	平成 10 年度	〃		
	昭和 53 年度	〃	平成 12 年度	〃		
	昭和 55 年度	〃	平成 14 年度	〃		
	昭和 57 年度	〃	平成 16 年度	〃		
	昭和 59 年度	〃	平成 18 年度	〃		
	昭和 61 年度	〃	平成 20 年度	〃		
	昭和 63 年度	〃	平成 22 年度	〃		
	平成 2 年度	〃	平成 24 年度	〃		
	平成 4 年度	〃	平成 26 年度	〃		
	平成 6 年度	〃				
ページ	19—3					